

沖ノ島研究

第六号

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

令和二年三月

沖ノ島研究 第六号 目次

津屋崎地区の海浜型古墳について……………	池ノ上 宏……………	1
御米注進状・御米銭注進状にみる宗像氏貞領の郷村……………	桑田 和明……………	9
最後の大宰府守護所下文と宗像大宮司家……………	野木 雄大……………	25
新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家……………	花岡 興史……………	37
《調査報告》		
沖ノ島への眺望……………	岡 崇……………	61
北九州市若松区小竹の沖津宮遙拝所について……………	鎌田隆徳・松本将一郎・大高広和……………	67
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関わる調査研究事業 二〇一九年度調査概要……………		81

最後の大宰府守護所下文と宗像大宮司家

野木 雄大

はじめに

宗像大社所蔵の中世文書は、その多くが『宗像大社文書』第一巻～第四巻（宗像大社文書編纂刊行委員会編、一九九二年・一九九九年・二〇〇九年・二〇一五年）として翻刻され、読下しや詳細な注釈が付されている。宗像大社に関する体系的研究は『宗像神社史』上巻・下巻・附巻（宗像神社復興期成会編、一九六一年・一九六六年・一九七一年）があるが、同史料集の刊行によりさらなる研究の進展が期待される。

本稿では、『宗像大社文書』に収録されなかった文書を探り上げてみたい。その一つが、弘安二年（一二七九）二月二〇日付けの大宰府守護所下文である。この文書は、『宗像郡誌』、『大宰府・太宰府天満宮史料』、『鎌倉遺文』、『宗像市史』には収録されており、周知の文書ではあるが、個人の所有であるため『宗像大社文書』には収録されなかった^{〔1〕}。

大宰府守護所下文は特異な文書様式をもつ。武藤氏（少武氏）の主宰する大宰府は、同時に三前一島の守護所でもあったため、一般に「宰府守護所」と称せられた^{〔2〕}。ただし、大宰府と守護所の発給文書は明確に区別

されており、守護所の発給文書として、大宰府守護所下文と大宰府守護所牒とが知られている。どちらも守護武藤氏が袖判を加え、差出書に大少監典等の大宰府官人たちが連署するという珍しい様式をもち、この文書様式こそ武藤氏が現地大宰府の最高責任者であることを示すとされている^{〔3〕}。内容は、武藤氏の守護管国に対して関東あるいは六波羅の命令を施行するものが多い。

さて、弘安二年大宰府守護所下文のもう一つの特異性は、その発給時期である。【表一】は大宰府守護所が発給した文書の一覧である。大宰府守護所下文が二五通（天野遠景期の下文を含む）、大宰府守護所牒が八通確認されている。ここで気が付くのは、両文書様式は鎌倉期を通して継続的に発給されたのではなく、概ね一二六〇年代で発給されなくなっている点である。弘安年間以降は二通しか確認されておらず、その一通が弘安二年大宰府守護所下文^{〔4〕}（【表一】No.31）であり、もう一通は筥崎宮所蔵「御油座文書写」の嘉元元年（一三〇三）八月二日付け大宰府守護所下文（【表一】No.32）である。後者は様式や内容の点から文書の信憑性に疑問がある^{〔5〕}。すなわち、弘安二年大宰府守護所下文は、現存する同様式の文書の最下限

【表一】大宰府守護所発給文書

No.	年月日	文書名 * 1	書出	宛所	対象国	事書	袖判	出典 * 2
1	文治2年(1186) 6月27日	大宰府守護所下文案	(下脱力)	藤原家宗	筑後	□□任鎌倉殿御下文旨令知行所領等事	—	上妻文書 (鎌1-119)
2	文治2年(1186) 9月27日	大宰府守護所下文案	下	肥前国小津東郷内 奄造寺村田畠住人	肥前	可任鎌倉殿御下文旨以藤原季家為地頭事	—	諫早家系事蹟集 (鎌1-179)
3	文治3年(1187) 6月17日	大宰府守護所下文案	下	平通隆	豊後	可任 鎌倉殿御下文、停止備後權守高經非論、為地頭、令知行肥前国基肄郡内曾祢崎并堺別符行武名事	—	曾祢崎文書 (鎌1-240)
4	文治3年(1187) 10月7日	大宰府政所下文案	下	宇佐宮社僧神官等所	豊前		—	到津文書 (鎌1-273)
5	文治4年(1188) 3月13日	大宰府守護所下文写	下	肥前国々分寺住人	肥前	可任 鎌倉殿御下文旨、以藤原季永為当寺地頭職事	—	国分寺文書 (鎌1-318)
6	建永元年(1206) 10月15日	大宰府守護所牒	□護所牒		肥前	武雄社衞	—	武雄神社文書 (鎌3-1644)
7	建保3年(1215) 10月9日	大宰府守護所牒	守護所牒	肥前国武雄黒髮両社衞	肥前	欲早任鎌倉殿政所御下文旨、致沙汰参箇条事	(花押) =資頼	武雄神社文書 (鎌4-2184)
8	建保5年(1217) 正月22日	大宰府守護所下文案	守護所下	豊前国住人田部太子	豊前	可早任鎌倉殿政所御下文旨、致沙汰参箇条事	—	末久文書(鎌4-2285)
9	貞応元年(1222) 7月9日	大宰府守護所下文写	守護所下	藤木村住人等	肥前	可早任 鎌倉殿御下文旨、停止源太子妨、如元令兵衛尉幸基致沙汰、当村地頭職之事	—	綾部家文書 (鎌44-補780)
10	貞応元年(1222) 12月23日	大宰府守護所下文案	守護所下	石志次郎潔	肥前	一 潔訴申舎兄山本四郎見、背親父故老讓狀、押領松浦庄石志村木患子原内畠地、奪取苧麦、以所讓得田地、擬立別名由事 一 河崎五郎登背本名福永名、以新儀立別名得元、相論河崎内宗入道屋敷老所事	在判	石志文書 (鎌5-3032)
11	貞応3年(1224) 6月16日	大宰府守護所牒写	守護所牒	宇野御厨	肥前	欲令早任 鎌倉殿御教書并当時知行、大江通一致沙汰、当御厨内西宮大宮司職・檢非違所・海夫等本司職・龜洲地頭職事	—	武雄鍋島家文書 (鎌44-補848)
12	嘉禄元年(1225) 12月23日	大宰府守護所牒写	守護所牒	宇佐宮衞	豊前	欲早任 鎌倉殿御下文旨、以当宮官人代氏安令致沙汰、土器工長職并神領高村名田畠事	(花押影) =資頼	高牟礼文書 (鎌5-3444)
13	嘉禄2年(1226) 9月14日	大宰府守護所下文写	守護所下	家上五郎别当光友	筑前	可早任先例并寄進旨、為国安御分御座衆事	(花押影)	宮崎八幡宮文書 (鎌5-3523)
14	寛喜3年(1231) 4月16日	大宰府守護所牒写	守護所牒	宇野御厨衞	肥前	欲令早任 鎌倉殿御下文旨、以大江通頼、為当御厨内保々木・紐差・池浦・大島地頭職并神官檢非違所・海夫下司職事	—	武雄鍋島家文書 (鎌44-補1031)
15	貞永元年(1232) 閏9月9日	大宰府守護所下文案	守護所下	成恒大三郎国守	豊前	可早任六波羅殿御下知旨参上、并申子細、大和太郎兵衛尉時景訴申、巧新儀不從地頭由事	—	末久文書 (鎌6-4385)
16	貞永2年(1233) 正月22日	大宰府守護所牒写	守護所牒	綾部庄	肥前	欲早任將軍家政所下文旨、令右衛門尉藤原幸基、為当庄地頭職事	—	綾部家文書 (鎌44-補1106)
17	天福元年(1233) 11月18日	大宰府守護所下文	守護所下	一王房隆頼	肥前	可早任 鎌倉殿御下文旨、令領知、肥前国三根西郷内正義名并免田式町伍段、久乃名田参町伍段、山田西郷内田地参町、河上宮四足免参町、北久布志良村内小得元箇・大万箇事	(花押) =資能	河上神社文書 (鎌7-4574)
18	嘉禎3年(1237) 10月11日	大宰府守護所下文案	守護所下	藤原能門	肥前	可早任 將軍家政所御下文旨、令領知肥前国武雄社大宮司職事	袖判	武雄神社文書 (鎌7-5183)
19	嘉禎4年(1238) 10月30日	大宰府守護所下文	守護所下	山代三郎固後家尼法阿弥陀仏	肥前	可早任六波羅殿御下知狀、令法阿弥陀仏進退領掌固所領并所帯以下遺物等事	(花押) =資能	山代文書 (鎌7-5317)

20	延応元年(1239) 9月20日	大宰府守護所下文	守護所下	山代三郎固後家尼	肥前	可早任 鎌倉殿御下文旨、停止源氏(固女子)濫訴、尼一期知行後、令源広(固猶子)伝領所領事	(花押) =資能	山代文書 (鎌 8-5476)
21	仁治2年(1241) 11月12日	大宰府守護所下文	□□(守護力)所下	伊福三郎道行□(等力)	肥前	可早任鎌倉殿御下知□(状力)、停止大河次郎行元濫訴、如元各令領知伊福、大河兩村事	—	大川文書 (鎌 8-5960)
22	寛元2年(1244) 8月18日	大宰府守護所下文	守護所下	山代三郎固後家尼	肥前	可早任 鎌倉殿御下文旨、停止益田六郎入道子息三郎通広濫訴後家尼改嫁相論事	(花押) =資能	山代文書 (鎌 9-6363)
23	宝治元年(1247) 11月5日	大宰府守護所下文案	守護所下	藤原勝丸	肥前	可早任 鎌倉殿御下文旨、令領知肥前国佐嘉郡小千員内名町(ママ)捨町(在坪付云々)并北津留田畠・伊佐早庄内遠竹村(本名伊崎□(内)、以上祖母一期之後、可知行之由、載讓状)及高木内中津留村、(号武末名)田畠等地頭職事	御判	高城寺文書 (鎌 9-6896)
24	建長4年(1252) 10月22日	大宰府守護所下文案	守護所下	中原氏(住江太郎宇佐嗣輔後家)	豊前	可早任鎌倉殿御下文旨、領知豊前国江島別符内小犬丸田畠并宇佐居屋敷式箇所・向野山佐波利田畠町・辛島郷内田伍段・封戸有永田畠・同下毛秋直名田畠事	—	益永家記録三 (鎌 10-7486)
25	建長5年(1253) 12月8日	大宰府守護所下文案	守護所下	藤原資朝	肥前	可早任 將軍家政所御下文旨、令領知肥前国佐嘉郡内大蔵千員田畠(除家宗并藤原太子分等)并高木屋敷・同陣内藤木田畠・是貞内中島田畠・河上本領田畠・同宮司職等事	在判	実相院文書 (鎌 10-7653)
26	建長7年(1255) 5月23日	大宰府守護所下文	守護所下	肥前国戸八浦住人	肥前	可早任 將軍家政所御下文旨、令深堀五郎左衛門尉為地頭職事	(花押) =資能	深堀家文書 (鎌 11-7873)
27	康元2年(1257) 2月11日	大宰府守護所下文写	守護所下	国分次郎忠俊	肥前	可早任 將軍家政所御下文旨、令領知肥前国朽井村并国分寺地頭職事	(花押影) =資能	多久家文書 (鎌 11-8075)
28	文応元年(1260) 6月17日	大宰府守護所下文案	守護所下	肥前国松浦庄石志村住人	肥前	可早任 將軍家政所御下文旨、令石志源三郎兼、如元為当村地頭職事	在判	石志文書 (鎌 12-8530)
29	文永7年(1270) 2月	大宰府守護所牒	日本国大宰府守護所牒				—	本朝文集六十七 (鎌 14-10588)
30	文永9年(1272) 11月29日	大宰府守護所牒	守護所牒	宗像宮衛	筑前	欲早任六波羅殿御下知旨、令致沙汰当社領山田村事	(花押) =資能	宗像神社文書 (鎌 15-11151)、 「宗像大社文書」 第1巻45号
31	弘安2年(1279) 12月20日	大宰府守護所施行状 (大宰府守護所下文)	守護所下	宗像弥松丸	筑前	可早任 將軍家政所御下文旨、令領知肥前国晴氣保地頭職事	(花押) =資能	宗像神社文書 (鎌 18-13803)、 「大」巻八
32	嘉元元年(1303) 8月2日	大宰府守護所下文写	大宰府守護所下	佐伯守継	筑前	可早任先例、為国安油座衆事	(花押影)	筥崎宮油座古文書写 (鎌 29-21929)

* 1 : 文書名は『鎌倉遺文』に拠る。

* 2 : 『鎌倉遺文』=鎌(括弧内に巻数と文書番号を記す)、『大宰府・太宰府天満宮史料』=「大」

になるのである。

最下限の大宰府守護所下文が宗像大宮司家に発給されたのはなぜだろうか。また、この文書は当該期の宗像大宮司家にとってどのような意義をもつのであろうか。本稿では、弘安二年大宰府守護所下文の検討を通して、当該期の鎌倉幕府と宗像大宮司家との関係を明らかにすることを目的とする。

一 弘安二年二月二〇日付け大宰府守護所下文と所領 注進命令

まず、弘安二年大宰府守護所下文を引用する。

【史料一】⁽⁶⁾

(少式雜覽)
(花押)

守護所下 宗像弥松丸

可_下早任_二 將軍家政所御下文旨_一、令_上領_二知肥前国晴氣保地頭職_一事、
右、今年十月廿八日 御下文今日到来儀、 將軍家政所下宗像弥松丸、
可_レ令_三早領_二知肥前国晴氣保地頭職_一事、右任_三亡母藤原氏建治三年六月
十五日讓狀_一、為_二彼職_一守_三先例_一、可_レ被_三沙汰_一之状、所_レ仰如_レ件、以
下者、件地頭職事、早任_二 御下文之旨_一、可_レ令_三弥松丸領知_一之状、如_レ件、
弘安二年十二月廿日^(二二七九)

権少監惟宗朝臣 (花押)

監 代平朝臣 (花押)

監 代小野朝臣

監 代清原真人 (花押)

監 代橘朝臣

弘安二年大宰府守護所下文は、肥前国晴氣保地頭職を宗像弥松丸に安堵した同年一〇月二八日付け將軍家政所下文を施行したものである。晴氣保は元暦二年(一一八五)に源頼朝が藤原隆頼に与えた後⁽⁷⁾、藤原氏に相伝された。宗像弥松丸は、後の大宮司氏盛で、彼は母藤原氏に相伝された肥前国晴氣保地頭職を建治三年(一二七七)に譲与された⁽⁸⁾。その二年後の弘安二年に將軍家政所下文により安堵されたのであるが、この將軍家政所下文は残存していない。なお、【史料一】は次の六波羅施行状を経て発給されたことが確認できる。

【史料二】⁽⁹⁾

可_レ令_下早宗像弥松丸_一領_中知肥前国晴氣保地頭職_上事、
右、任_三今年十月廿八日関東御下文_一、可_レ令_三致沙汰_一之状如_レ件、
弘安二年十二月二日

左近将監平朝臣 (花押)^(北条時國)

陸奥守平朝臣 (花押)^(北条時村)

注目すべきは、時の大宮司で、氏盛の父である宗像長氏に対しても同日付けで次の六波羅施行状が発給されている点である。

【史料三】⁽¹⁰⁾

可^(レ)令^(三)早^(二)為^(一)權大宮司長氏筑前国宗像社大宮司社務并別符宮方検断公文職一事

右、任^(三)今年十月廿八日関東御下文、可^(レ)令^(三)致^(二)沙汰^(一)之状如^(レ)件、

弘安二年十二月二日

左近将監平朝臣^(北条時國)(花押)

陸奥守平朝臣^(北条時村)(花押)

弘安二年一〇月二八日付け「関東御下文」によって、長氏は「大宮司社務并別符宮方検断公文職」に補^(レ)任^(二)されたのである⁽¹¹⁾。【史料二】では、将軍家政所下文が「関東御下文」と表現されており、【史料三】の「関東御下文」も将軍家政所下文であったと思われる。すなわち、長氏の社務(大宮司)職補任とその後継者である弥松丸の晴氣保地頭職安堵について、弘安二年十月二十八日付けで将軍家政所下文が発給され、これらは同年十二月二日に六波羅によって施行(【史料二】【史料三】)、さらに、大宰府守護所下文によって施行されたのである。現存していないが、長氏の大宮司職補任についても、【史料二】と同日付けで大宰府守護所下文が発給されている⁽¹²⁾。

【史料一】が長氏の大宮司補任とともに発給された事実は重要である。弘安二年は文永の役が終わり、二度目の蒙古襲来が予期される時期にあた

る。鎌倉幕府は蒙古襲来の緊張が高まる中で、文永の役以前から準備を進めていた。軍役賦課のために御家人の所領を正確に把握しなければならなかった幕府は、文永一〇年(一二七三)八月三日、御家人や地頭が補任された所領に対して、「名字分限」や「領主之交名」を注進するように命じた⁽¹³⁾。同様の注進命令がおそらく全国に発令されたと思われるが、これは前例のないほど徹底的な土地調査であった⁽¹⁴⁾。この注進命令によって、鎮西においても積極的な御家人編成が開始されたのである。

これを受けて作成された注進状の実例が現存するのは宗像大宮司家のみである。大宮司長氏は、所領の証文目録を作成し、目録に掲げた全ての文書の案文を付した「大宮司長氏証文注進目録案」(以下、「長氏注進状」)を編纂した。目録の最初と最後の箇所を掲示する。

【史料四】⁽¹⁵⁾ (へ)は割注、以下同じ)

「宗像六郎入道所^(瑞葉寺)進証文」

注進

就^(三)文永十年八月三日関東御教書^{(被^(三)尋^(二)下^(一))}、筑前国御家人宗像大宮司長氏所領当国宗像社領并同国赤馬庄田久村領主地頭職御下文・御下知・御教書以下証文事、

合惣田数肆佰陸拾陸町参段

一 宗像社領分

本神領宮方三百六十三町

別符方八十三町三段

半不輪内当知行分三十町

一 赤馬庄分

田久村名田等二十町

已上所領本公驗并次第相伝讓状、長氏帶レ之当知行矣、

証文等

(中略)

右、件社領惣領主地頭(付檢断公文)職事、長氏帶^二右大将家御判御消息以下代々御下文・御下知・御教書等^一、為^二重代御家人^一、補^二大宮司職^一、一事以上執^二行社務^一之間、且專^二神祭^一、致^二御祈祷^一、每年所^レ令^レ進^二上御卷数^一也、仍証文注進目錄如^レ件、

文永十一年六月十八日

大宮司宗像長氏

「長氏注進状」の意義については、別稿で次のような私見を述べたことがある。大宮司としての権力が不安定であった長氏は、緊急の軍事体制を整えなければならなかった鎌倉幕府の状況を利用し、大宮司権力を確立しようと試みた。そこで、幕府の所領注進命令に応じた「長氏注進状」において、氏実から長氏に至る間に存在していた複数の大宮司の正統性を否定し、氏実―氏国―氏業―長氏という「代々御家人」による大宮司職相伝の正統性を創出した。本家による大宮司職補任を前提に安堵をしていた幕府が、「長氏注進状」から五年後の弘安二年、初めて下文の発給による主体的な大宮司職補任を行い(Ⅱ【史料三】が施行する「今年十月廿八日関東御下文」)、この補任を得たことこそ「長氏注進状」が主張した相伝の正統

性が幕府に承認されたことを示している⁽¹⁶⁾。

長氏が大宮司としての権力を確立するために「長氏注進状」は大きな役割を果たした。幕府による補任が將軍家政所下文↓六波羅施行状↓大宰府守護所下文という正式な文書様式・施行方法によって行われたことは、それ以前の補任の状況と比較して決定的な相違がある。さらに、「長氏注進状」が「社領惣領主地頭(付檢断公文)職事」と表現した内容を、幕府側は「大宮司社務并別符宮方檢断公文職」(【史料三】)とし、大宮司職の補任と「別符方」・「宮方」の檢断・公文職の安堵を行った。「宮方」は神事用途料所として大宮司の一円支配が及ぶ所領、「別符方」は莊園領主の領主権により大宮司の一円支配が及ばない所領である⁽¹⁷⁾。特に「別符方」の檢断・公文職が認められたことの意義は大きい⁽¹⁸⁾。以後、「別符宮方檢断公文職」は大宮司職とともに次代の大宮司に相伝されていくのである⁽¹⁹⁾。

本稿において強調したいのは、宗像大宮司家にとって最も重要な「大宮司社務并別符宮方檢断公文職」と同様の手続きで、氏盛の私領である晴氣保地頭職の安堵が行われたことである。この点について、次章で検討を加えていく。

二 宗像大宮司家の権力確立

大宮司職は氏業―長氏―氏盛(弥松丸)と相伝されていくが、この三名(文永一一年段階で氏盛は晴氣保を譲与されていないため、注進の主体は母藤原氏)は、それぞれ注進状を幕府(関東)に提出している。それを示すの

が次の史料である。

【史料五】⁽²⁰⁾

被_レ下_二 関東御教書_一 候所領注進事、

大宮司殿注進状并藤原氏注進状二通（一通宗像社領并赤間庄地頭職事、一通肥前国晴気保地頭職事、）給了、且又筑前国吉田乙丸并肥前国伊佐早庄内永野村五分二地頭職事、御注進状校_二正文_一令_二返進_一之候、加_二御判_一可_レ給候、可_レ令_レ進_二上_一 関東_一候、毎事期_二後信_一候、恐々謹言、

（文永二年）
八月八日

宗像入道殿御返事

（経資）
大宰少式（花押）

幕府に提出された文書は、大宮司長氏による「大宮司殿注進状」（＝「長氏注進状」＝「一通宗像社領并赤間庄地頭職事」と弥松丸の母藤原氏による「藤原氏注進状」（＝「一通肥前国晴気保地頭職事」、長氏の父氏業（浄恵）による「宗像浄恵（氏業）証文注進状案」⁽²¹⁾（＝「筑前国吉田乙丸并肥前国伊佐早庄内永野村五分二地頭職事」、以下「氏業注進状」と記す）の三通である。【史料五】から、「氏業注進状」は、少式経資の元で正文と校合され、一度氏業に返却、氏業が加判した上で再度経資に返送するよう命じていることが分かる。おそらく、長氏と藤原氏それぞれの注進状についても同様の作業が行われたと思われる。そして、宗像大宮司家から提出された三通の注進状は、筑前国守護の少式経資を介して関東へ提出され

たのである。

ここで興味深いのは氏業の動向である。【史料五】が示すように、氏業は少式経資から直接書状を受け取っており、また、「長氏注進状」の端裏書に「宗像六郎入道所_レ進証文」と記されるなど、注進状の作成に氏業が大きく関与していたことが窺われる。森幸夫氏は、経資が「長氏注進状」の受け取りを氏業に報じていることから、「長氏注進状」は氏業の主導で編纂されたとする⁽²²⁾。本稿では、同様の返送・加判作業は、長氏・藤原氏に対しても行われたという立場をとるが、【史料五】が氏業に発給されたのは、それ以前に形成された少式氏と氏業との直接的な関係によるものであると思われる。

氏業は甥の氏郷（長野小太郎）と伊佐早庄永野村地頭職をめぐって相論をし、弘長二年（一二六二）の請文で、中分によって東方を氏業、西方を氏郷として絵図に朱筆をもって境界を引いた。その際に、少式資能が判を加えているのである⁽²³⁾。氏業の大宮司としての正統性は同時代の大宮司家の中でも低かったことが指摘されているが⁽²⁴⁾、氏業は自らの大宮司としての地位を確立していく過程で少式氏との関係性も重視したのであるう。

また、氏業は、注進状提出の前後の期間、少なくとも文永五年（一二六八）から弘安六年（一二八三）まで京都を拠点とし、六波羅奉行人として活動していた⁽²⁵⁾。森氏の見解のように、各注進状作成が氏業の主導によって行われたとまでは断言できないが、それらが幕府に承認され、政所下文の発給に至る経緯の中で、氏業が築いた六波羅・少式氏と関係性は有効だっ

たと思われる。

一方で、氏業の注進した所領については、幕府からの安堵の事実を確認されていない⁽²⁶⁾。「筑前国吉田乙丸并肥前国伊佐早庄内永野村五分二地頭職」は氏業の私領であるが、代々の大宮司は相伝される社領とともに自らの経済基盤となる私領を所有していた。氏業は既に大宮司を退いているが、現大宮司長氏の私領である赤馬荘は、【史料三】の社務(大宮司)職に含まれ、同時に安堵されたと思われる。さすれば、氏盛がその私領である晴氣保を安堵されたのは、次期大宮司への就任を期待してのことだったのでなかろうか。

また、宗像郡山田村が文永九年(一二七二)十一月十九日付けの大宰府守護所牒(【表一】No.30)によって安堵されていることも注目できる。実は大宰府守護所牒も、文永七年の「日本国大宰府守護所牒」を例外とすれば⁽²⁷⁾、現存文書では貞永二年(一二三三)以来となる発給であった(【表一】No.16)。さらに、牒と全くの同日付けで、藤原氏に晴氣保を安堵する大宰府守護所下文も発給されているのである⁽²⁸⁾。幕府は、文永九年に豊後国御家人野上資直に肥前・筑前国の要害警固を命じており⁽²⁹⁾、異国警固番役の覆勘状も文永九年を初見として八六通確認されている⁽³⁰⁾。幕府による異国警固の開始と、それまで発給が絶えていた大宰府守護所下文・牒による宗像大宮司家の所領安堵が軌を一にして行われたのである。

すなわち、文永・弘安年間、蒙古襲来による軍事的緊張を利用して、氏業・長氏は大宮司としての権力・正統性を確立しようと試みた。所領注進命令に基づく注進状作成の結果、將軍家政所下文↓六波羅施行状↓大宰府

守護所下文が発給され、補任・安堵が実現したのである。発給されなくなつて久しい大宰府守護所下文・牒の発給が、文永九年・弘安二年に行われたのは、正式な文書によって補任・安堵されることで、自らの権力・正統性を強固にする必要が氏業・長氏にあったためではなからうか。

このように考えると、【史料一】が最後の、大宰府守護所下文となつてしまったのは偶然ではないといえる。発給されなくなった文書様式が、宗像大宮司家側の要求によって発給されたため、他の同様式の文書と時期がずれてしまったのである。しかし、【史料一】の背景に隠された幕府と宗像大宮司家の動向は、両者の切迫した状況と相互利用の実態を雄弁に物語る。【史料一】が宗像大宮司家に対して発給されたことの意義は決して小さくないのである。

むすびにかえて

多くを推論に拠つたが、本稿では、弘安二年二月二〇日大宰府守護所下文は宗像大宮司家からの要求によって発給され、その実現が大宮司の権力確立に重要な役割を果たしたという試案を述べてみた。

最後に氏盛のその後について触れて稿を終えたい。氏盛は晴氣保地頭職を複数回にわたつて安堵され⁽³¹⁾、延慶二年(一一三〇九)に長氏から大宮司を譲与される⁽³²⁾。しかし、長氏の影響力の下で氏盛は微妙な立場に立たされる。応長二年(正和元年(一二三一二))、氏盛は「社務職并別府・宮方検断公文職」と晴氣保地頭職を子息松法師(氏範)に譲与する⁽³³⁾。と

ころが、元亨四年（一二三四）に、長氏からも松法師に「社務職并別府・^(符)宮方検断公文職」が譲与されているのである。旧稿では、氏盛の譲与は正式なものではなく、元亨四年に正式に長氏から氏範に「社務職并別府・宮方検断公文職」譲与が行われたとし、右のような事態の背景として氏盛の権力の不安定さを想定した⁽³⁾。氏盛は「三箇条にわたって宗像大宮司家の支配権について規定し、中世武家家法において著名な「宗像氏盛事書案」⁽³⁵⁾の制定で知られているが、かかる家法を制定したところが彼の権力の不安定さを示しているのであろうか。鎌倉期における氏盛以降の大宮司権力については、今後の課題としたいと思う。

（文化庁文化財第二課）

註

- (1) 『大宰府・太宰府天満宮史料』『鎌倉遺文』『宗像市史』は、いずれも出典を「宗像神社文書」としている。同文書が個人所蔵である旨は、河窪奈津子氏からご教示を得た。
- (2) 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（岩波書店、一九九三年、初出は一九四三年）一六七頁。
- (3) 前掲註(2) 佐藤著書一六七頁、石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(同『石井進著作集第一巻』（岩波書店、二〇〇四年）所収、初出は一九五九年）四四～四五頁。
- (4) 『鎌倉遺文』の文書名は「大宰府守護所施行状」であるが、本稿では様式から「大宰府守護所下文」で統一する。
- (5) 大宰府守護所下文は、書出しを「守護所下」とし、関東（將軍）や六波羅の下文・下知状の文言を引用して、その命令を施行する形式をとる。しかし、「御油座文書写」所収の文書は、書出しが「大宰府守護所下」であり、内容は「任先例」とあるのみで、下文等の引用もない。後世に大宰府守護所下文を模して作成された文書である可能性が高いと思われるため、本稿での検討からは除外する。
- (6) 翻刻は『宗像郡誌 中編』所収「編年宗像古文書」二〇〇～二〇一頁、『大宰府・太宰府天満宮史料 卷八』三二六～三二七頁、『鎌倉遺文』一八卷一三八〇三号、『宗像市史 史料編 第一巻 古代・中世Ⅰ』五二八頁を参照。
- (7) (元暦二年(一一八五)八月五日「源頼朝書状」(『宗像大社文書第二巻』(以下、「宗二」と表記する)所収「長沼正光氏奉納文書」一号文書)。
- (8) 『史料一』にみえる「亡母藤原氏建治三年六月十五日讓状」は、『宗像大社文書 第一巻』(以下、「宗一」と表記する)六七号文書として現存する。
- (9) 「出光佐三氏奉納文書」七号文書(「宗二」所収)。
- (10) 「宗一」四七号文書。
- (11) 「権」の字について、建長八年(一二五六)正月日「大宮院(藤原姞子)庁下文」(「宗一」一〇号文書)により長氏は既に本家から大宮司職に補任されているため、『宗像神社史』下巻四六〇頁では衍字かどうか結論を保留している。後述するように、『史料三』にみえる下文が幕府による初めての主体的な大宮司職補任であることを勘案すると、幕府からの大宮司職補任にあたって長氏を意図的に権大宮司と称した可能性を指摘できるのではなからうか。本稿では、『史料三』を大宮司の安堵ではなく、補任と捉え、その意義を理解したい。

- (12) 「宗像社家文書総目録」(「宗二」所収、以下「総目録」と記す)「別府文書」の項に当該文書について「同(関東安堵)守護所下知」「同(社務)長氏代袖判無名」とあり、「総目録」が成立した応永一六年(一四〇九)までは存在していたようである。
- (13) 鎌倉幕府追加法四五八条。
- (14) 村井章介『北条時宗と蒙古襲来―時代・世界・個人を読む』(日本放送出版協会、二〇〇一年)一〇七頁。
- (15) 「宗二」所収。
- (16) 野木雄大「鎮西における御家人制の受容」(『九州史学』一七五号、二〇一六年)参照。
- (17) 石井進「一四世紀初頭における在地領主法の一形態」(『石井進著作集第六巻』[岩波書店、二〇〇五年]所収、初出は一九五九年)一八四―一八六頁、河窪奈津子「中世宗像社領に関する一考察―別符方・宮方の相違を中心に―」(川添昭三編『九州中世史研究』第三輯、文献出版、一九八二年)。なお、河窪氏は、「長氏注進状」に見える本木・内殿村が「別符方」に属すること、また、「半不輪内当知行分三十町」について、朝町村がこの半不輪の地であったことを指摘している。
- (18) 「大宮司社務并別符^(註)宮方検断公文職」を補任・安堵する將軍家政所下文・六波羅施行状・大宰府守護所下文は、「総目録」において、「社務職安堵文書」ではなく、「別府文書」の項に入れられている。大宮司家にとって、一円支配ではない「別符方」の安堵が重要であったことが窺われる。
- (19) 「総目録」の「代々社務讓状次第」の項では、代々の大宮司職の讓状の内容を「社務職并別府・宮方検断公文職事」と表記している。
- (20) 「宗一」八一号文書。
- (21) 「宗二」所収。
- (22) 森幸夫「六波羅奉行人宗像氏と宗像大宮司氏業少考」(『ぶい&ぶい』一五、二〇一〇年)一五頁。また、森氏は、「史料五」(八月八日)が、「長氏注進状」(六月一日)から一月半も経過しているため、「長氏注進状」は氏業が居住する京都で編纂されたとされる。しかし、注進状作成のための正文は宗像社にあり、氏業が編纂内容を主導できたとしても、「長氏注進状」の作成は宗像で行われたとみるべきであろう。反対に、「氏業注進状」は、彼が正文を所持していれば京都で作成することも可能である。従って、注進状の日付から一月半経過して【史料五】が発給されたのは、六月一日付けの「氏業注進状」が京都から経資のもとに到着するのに要した日数に因ると考えられる。
- (23) 文永元年(一二六四)五月十日「関東裁許状案」(「宗二」所収「宗像浄恵(氏業)証文注進状案」四号文書)。
- (24) 中村翼「鎌倉中期における筑前国宗像社の再編と宗像氏業」(『九州史学』一六五、二〇一三年)二七―二八頁。
- (25) 前掲註(22)森論文一三頁。なお、同論文一五頁において森氏は、通常氏業は鎌倉にいた可能性が高いとしている。氏業が六波羅奉行人であったとする見解に対しては、河窪奈津子「宗像大宮司氏業・長氏の六波羅奉行人説再考」(『宗像市史研究』第二号、二〇一九年)によって否定的な意見が出されている。
- (26) 文書は現存せず、また「総目録」にも該当する文書は掲載されていない。なお、「氏業注進状」の文書は、「総目録」に掲載されていない。

(27) 「日本国大宰府守護所牒」は、大宰府守護所にもたらされた蒙古国中書省牒・

れる。

高麗国慶尚晋安東道按察使牒に対する返牒であり、文章博士普原長成が起草したもので、通常の太宰府守護所牒とは発給過程が大きく異なる。荒木和憲「文

(34) 野木雄大「宗像社家文書総目録」成立の歴史的意義」『沖ノ島研究』第一号、二〇一五年）四九〜五〇頁。

永七年二月日付大宰府守護所牒の復元―日本・高麗外交文書論の一齣―」（『年報太宰府学』二、二〇〇八年）参照。

(35) 「宗像家文書」二号文書（「宗二」所収）。

(28) 「総目録」の「晴氣文書」の項に、「関東留守所下」「藤原氏へ安堵 連判在之、袖判不知名」とある。この文書は現存しないため、【表一】には掲載しなかった。

(29) 鎌倉幕府追加法四四七条。

(30) 川添昭二編『注解 元寇防塁編年史料―異国警固番役史料の研究―』（福岡市教育委員会、一九七一年）所収「異国警固番役覆勘状年代順一覧表」（四四〜四八頁）参照。

(31) 嘉元二年（一三〇四）六月十九日「鎮西御教書」（「宗一」四九号文書）、延慶三年（一三二〇）二月六日「鎮西下知状」（「宗二」所収「出光佐三氏奉納文書」九号文書）、同日「鎮西下知状」（「宗二」所収「近藤清石写本」一〇号文書）、延慶三年二月一六日「鎮西下知状」（「宗一」五〇号文書）。

(32) 「総目録」の「代々社務讓状次第」の項。

(33) 正和元年（一三二二）一〇月八日「宗像大宮司氏盛讓状」（「宗一」七二号文書）によって、晴氣保地頭職は氏盛から松法師丸（氏範）に譲与される。「総目録」の「代々社務讓状次第」の項では、同年二月二日に晴氣保地頭職が譲与され、一〇月八日に「社務職并別府・宮方検断公文職」が譲与されたとしている。現存文書から推察すれば、二月二日に譲与されたのは「社務職并別府・宮方検断公文職」で、その後、一〇月八日に晴氣保地頭職が譲与されたと思わ

本誌の既刊行分データは以下のホームページよりダウンロードできます。
<https://www.okinoshima-heritage.jp>

沖ノ島研究 第六号

2020(令和2)年3月発行

発行:「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会
(事務局:福岡県 人づくり・県民生活部文化振興課世界遺産室
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号)

OKINOSHIMA RESEARCH MONOGRAPH

6

CONTENTS

	Page
IKENOUE Hiroshi	
Mounded Tombs and Graves by the Sea in Tsuyazaki, Fukutsu City	1
KUWATA Kazuaki	
Villages held by Munakata Ujisada seen from <i>onkome-chushinjo</i> and <i>onbeisen-chushinjo</i> (Investigative Reports of Taxes)	9
NOGI Yuudai	
The Last Edict (<i>kudashibumi</i>) from the Headquarter of Dazaihu Shugo (Dazaifu Shugo-sho) and the Munakata Daiguji Family	25
HANAOKA Okifumi	
Recent Discoveries Regarding Toyotomi Hideyoshi Documents and the Higo Munakata Families	37
OKA Takashi	
Research on the Views toward the Okinoshima Island	61
KAMAKA Takanori, MATSUMOTO Shoichiro, OHTAKA Hirokazu	
Research on Okitsu-miya Yohaisho at Odake, Wakamatsu Ward, Kitakyushu City	67
Summary Report of Investigations on the “Sacred Island of Okinoshima and Associeated Sites in the Munakata Region,” 2019	81

2020

Preservation and Utilization Council of the
Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region